

第111期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

個別注記表

連結注記表

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

株式会社秋田銀行

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式および関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先債権に相当する債権のうち、債権額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上であり、かつ、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は、次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第63号平成25年9月27日）により改正された「銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度において、「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は2,996百万円であります。

会計上の見積りの変更

当事業年度より、破綻懸念先債権に相当する債権のうち、債権額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上であり、かつ、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

これにより、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ1,131百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式および出資金総額1,148百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,282百万円、延滞債権額は51,955百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,098百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は55,336百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,498百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 152,051百万円

その他資産 50百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,087百万円

債券貸借取引受入担保金 68,053百万円

借入金 14,786百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券44,734百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金は290百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、519,923百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが512,267百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額5,540百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額32,788百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額2,044百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は690百万円であります。

13. 取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権総額51百万円

14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電算機付属機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

15. 関係会社に対する金銭債権総額5,139百万円

16. 関係会社に対する金銭債務総額6,078百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

| | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 44百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 19百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 7百万円 |

関係会社との取引による費用

| | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 1百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 350百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 361百万円 |

2. 「その他の経常費用」には、不良債権を一括売却したこと等による損失110百万円を含んでおります。

3. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|------|-------|----------|------------|
| 秋田県内 | 営業店舗等 | 土地建物等2か所 | 25百万円 |
| | 遊休資産 | 土地建物等3か所 | 612 |
| 秋田県外 | 営業店舗等 | 土地建物等2か所 | 117 |
| 合計 | | | 756 |
| | | | (うち建物 58) |
| | | | (うち土地 697) |

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-------------|----------------|-----------|-----------------------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | (株)秋田保証サービス | 所有 直接 98.0% | 役員の兼任 | 貸付金の被保証 | — | — | 274,100 |
| | | | | 保証料の支払 (注)1、2 | 75 | — | — |
| | | | | 被保証債務の履行による 貸付金の回収 | 430 | — | — |

(注) 1. 保証料については、一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。

2. 保証料は、貸付金の債務者が同社に直接支払っているほか、一部のローンについては当行が支払っております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当事業年度期首 株 式 数 | 当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度 末 株 式 数 | 摘 要 |
|------|------------------|------------------------|------------------------|----------------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 4,670 | 3,002 | 872 | 6,800 | (注) |
| 合計 | 4,670 | 3,002 | 872 | 6,800 | |

(注) 普通株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

| | |
|-------------------------|---------|
| 自己株式の取得による増加 | 2,977千株 |
| 単元未満株式の買取請求による増加 | 25千株 |
| 普通株式の減少数の内訳は次のとおりであります。 | |
| 持株会信託による当行株式の売却にともなう減少 | 815千株 |
| ストック・オプションの権利行使にともなう減少 | 56千株 |
| 単元未満株式の買増請求による減少 | 0千株 |

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金、ならびに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成26年3月31日現在）

| | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円） |
|----------|----------------------------|
| 売買目的有価証券 | △0 |

2. 満期保有目的の債券（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成26年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------|-------------------|-------------|-------------|
| 子会社・子法人等株式 | — | — | — |
| 関連法人等株式 | — | — | — |
| 合計 | — | — | — |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|-------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 837 |
| 関連法人等株式 | — |
| 合計 | 837 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成26年3月31日現在）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------|------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 41,162 | 24,412 | 16,749 |
| | 債券 | 801,641 | 788,441 | 13,200 |
| | 国債 | 393,251 | 387,152 | 6,099 |
| | 地方債 | 77,114 | 74,808 | 2,305 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 331,275 | 326,480 | 4,795 |
| | その他 | 88,335 | 82,197 | 6,137 |
| | 小計 | 931,140 | 895,052 | 36,088 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | 4,769 | 5,426 | △657 |
| | 債券 | 39,597 | 39,655 | △58 |
| | 国債 | 10,010 | 10,013 | △3 |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | 2,999 | 2,999 | △0 |
| | 社債 | 26,587 | 26,642 | △54 |
| | その他 | 28,300 | 29,162 | △862 |
| | 小計 | 72,666 | 74,245 | △1,578 |
| 合計 | | 1,003,807 | 969,297 | 34,509 |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|-----|-------------------|
| 株式 | 1,627 |
| その他 | 33 |
| 合計 | 1,661 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|------|-----------|------------------|------------------|
| 株式 | 1,631 | 327 | 105 |
| 債券 | 166,830 | 1,235 | 452 |
| 国債 | 65,736 | 1,010 | 320 |
| 地方債 | 54,026 | 117 | — |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 47,067 | 107 | 131 |
| その他 | 1,715 | 495 | 6 |
| 合計 | 170,176 | 2,058 | 564 |

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成26年3月31日現在）

| | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの (百万円) | うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの (百万円) |
|---------------|-----------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭 の信託 | 10 | 10 | — | — | — |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|--------------|----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 6,413百万円 |
| 退職給付引当金 | 2,559 |
| 減価償却限度超過額 | 468 |
| 有価証券 | 1,421 |
| その他 | 1,904 |
| 繰延税金資産小計 | 12,767 |
| 評価性引当額 | △4,646 |
| 繰延税金資産合計 | 8,121 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立額 | 115 |
| その他有価証券評価差額金 | 11,650 |
| 退職給付信託設定益 | 1,642 |
| その他 | 10 |
| 繰延税金負債合計 | 13,419 |
| 繰延税金負債の純額 | 5,297百万円 |

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来37.8%から35.4%となります。この税率変更により、繰延税金負債は227百万円増加し、法人税等調整額は227百万円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額774円38銭

1株当たりの当期純利益金額32円91銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額32円88銭

連結注記表

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

株式会社 秋銀ビジネスサービス

株式会社 秋田グランドリース

株式会社 秋田保証サービス

株式会社 秋田ジェーシービーカード

株式会社 秋田国際カード

② 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号

投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド2号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号

投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド2号

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 5社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行ならびに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先債権に相当する債権のうち、債権額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上であり、かつ、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（1年）による定額法により
損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による
定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(15) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く）、当連結会計年度末から、年金制度については年金資産の額から退職給付債務を控除した額を退職給付に係る資産として計上し、退職一時金制度については退職給付債務を退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、税効果調整後の未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が3,921百万円、退職給付に係る負債が7,825百万円それぞれ計上されております。また、繰延税金負債が1,315百万円減少し、その他の包括利益累計額が2,399百万円減少しております。

未適用の会計基準等

退職給付会計基準等（平成24年5月17日）

(1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点および国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務および勤務費用の計算方法ならびに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当行は退職給付債務および勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響として、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首における利益剰余金が5億円増加する予定です。

会計上の見積りの変更

当連結会計年度より、破綻懸念先債権に相当する債権のうち、債権額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上であり、かつ、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

これにより、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,131百万円減少しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式および出資金総額（連結子会社および連結子法人等の株式および出資金を除く。）311百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,517百万円、延滞債権額は52,872百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,112百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は56,502百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,498百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|-------|------------|
| 有価証券 | 152,051百万円 |
| その他資産 | 282百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-------------|-----------|
| 預金 | 6,087百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 68,053百万円 |
| 借入金 | 14,936百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券44,734百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金321百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、536,967百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが529,311百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行ならびに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行ならびに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額5,540百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額33,769百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額2,044百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は690百万円であります。

13. 当行の取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権総額51百万円

14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電算機付属機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

| | |
|---------------|------------|
| 退職給付債務 | △24,029百万円 |
| 年金資産（時価） | 20,125 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △3,904 |
| 退職給付に係る資産 | 3,921 |
| 退職給付に係る負債 | △7,825 |

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却130百万円および不良債権を一括売却したこと等による損失208百万円を含んでおります。
2. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。

| 地 域 | 主な用途 | 種 類 | 減損損失 |
|------|-------|----------|------------|
| 秋田県内 | 営業店舗等 | 土地建物等2か所 | 25百万円 |
| | 遊休資産 | 土地建物等3か所 | 612 |
| 秋田県外 | 営業店舗等 | 土地建物等2か所 | 117 |
| 合 計 | | | 756 |
| | | | (うち建物 58) |
| | | | (うち土地 697) |

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、連結される子会社及び子法人等は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

| | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当 連 結 会 計 年度末株式数 | 摘 要 |
|-------|------------------|------------------|------------------|---------------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 193,936 | — | — | 193,936 | |
| 合計 | 193,936 | — | — | 193,936 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 4,670 | 3,002 | 872 | 6,800 | (注) |
| 合計 | 4,670 | 3,002 | 872 | 6,800 | |

(注) 普通株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

| | |
|-------------------------|---------|
| 自己株式の取得による増加 | 2,977千株 |
| 単元未満株式の買取請求による増加 | 25千株 |
| 普通株式の減少数の内訳は次のとおりであります。 | |
| 持株会信託による当行株式の売却にともなう減少 | 815千株 |
| ストック・オプションの権利行使にともなう減少 | 56千株 |
| 単元未満株式の買増請求による減少 | 0千株 |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(百万円) | 摘要 |
|----|---------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|-----------------|----|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | | |
| 当行 | ストック・オプションとしての新株予約権 | | — | | | | 48 | |

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|-------------|
| 平成25年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 567百万円 | 3.00円 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月28日 |
| 平成25年11月12日 取締役会 | 普通株式 | 560百万円 | 3.00円 | 平成25年9月30日 | 平成25年12月10日 |
| 合計 | | 1,128百万円 | | | |

(注) 平成25年6月27日開催の定時株主総会および平成25年11月12日開催の取締役会において決議した配当金の総額には、持株会信託に対する配当金6百万円および4百万円をそれぞれ含めておりません。これは、持株会信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|-------|----------|------------|------------|
| 平成26年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 561百万円 | 利益剰余金 | 3.00円 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月30日 |

(注) 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金3百万円を含めておりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。これらの事業を行うために、主に預金により資金調達し、主に貸出金および有価証券により資金運用を行っております。銀行経営の健全性と適切性を確保するため、過度な収益追求やリスク回避に陥ることのないよう、資金運用および資金調達については、収益とリスクのバランスをはかりながら適切なリスク管理を行っております。また、発生するリスクを回避するためにデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金および有価証券であります。

貸出金は、取引先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消滅して損失を被る、いわゆる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託および組合出資金であり、利息配当金収入等により利益を得る目的および業務提携等の政策目的で保有しているほか、一部の連結子会社では満期保有目的で債券を保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクのほか、金利、市場価格、為替相場などの変動により保有資産の価値が変動し損失を被る、いわゆる市場リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として預金であります。預金は、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることがあるため、市場環境の変化等の影響で、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被る、いわゆる流動性リスクに晒されております。

当行が行っているデリバティブ取引は、金利スワップ取引、為替予約取引および通貨オプション取引等であります。金利スワップ取引については、オンバランス取引の金利リスクのヘッジを目的としております。為替予約取引および通貨オプション取引については、外貨建てオンバランス取引の為替リスクをヘッジすることを目的としております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「会計処理基準に関する事項」の「(14) 重要なヘッジ会計の方法」を参照願います。

なお、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利リスクや為替リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行では、銀行経営の健全性と適切性を確保するため、直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリー（信用リスク、市場リスク等）ごとに評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と、比較・対照する自己管理型のリスク管理である「統合的リスク管理」を実施しており、金融商品に係るリスク管理もその範囲において体制を整備しております。「統合的リスク管理」では、年度ごとに自己資本の範囲内で各部門およびリスクカテゴリーごとに資本配賦を行い、VaRなどの手法で計量化したリスク量と配賦資本の状況をモニタリングし、経営の健全性と自己資本の十分性を検証しているほか、定期的に取り締役会等に報告を行い、状況に応じて適切にリスク量を制御しております。また、リスク量の制御に当たっては、経営の効率化と収益性の向上をはかっていくため、リスク・リターンを適正に評価するなど、収益性・効率性を考慮した管理に取り組んでおります。

① 信用リスクの管理

当行では、融資の基本方針や審査基準の概念を定めた「クレジット・ポリシー」、その具体的な内容等を定めた「信用リスク管理基準」のもと、特定業種、特定グループ等への集中排除や、連結子会社、政策投資等にかかる管理方針を定め、リスク管理の適正化をはかっております。また、事業融資先に対して信用格付制度を導入しており、これに基づいて信用リスクを定量化しているほか、融資プライシングの改善を進めております。さらに、信用リスクの大部分を占める貸出金については、審査管理部門と営業推進部門を分離し、営業推進部門の影響を受けない審査管理体制としており、審査・管理回収に特化した体制で資産の健全性の維持、向上に努めております。

② 市場リスクの管理

当行では、銀行全体の資産、負債等にかかる金利リスク量や市場関連取引にかかる金利・為替・株価についてのリスク量を定期的に「ALM委員会」に報告する体制を敷き、管理体制の強化をはかっています。また、市場関連取引については、あらかじめ策定した年度の資金予算や統合的リスク管理で定められた配賦資本の範囲内で、効率的な資金運用、リスク・リターンの最適バランスをはかるよう努めているほか、運用部門（フロント業務）、事務部門（バック業務）、管理部門（ミドル業務）に分離し、相互牽制機能を働かせ、万が一の事務ミス、不正取引等の操作を防止する体制としております。

③ 流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクに対して、資金の運用残高・調達残高の予想、検証の精度を高めて資金ポジションの適切な管理を行うとともに、資金繰りに影響をおよぼす金融市場の情勢、その他社会情勢の把握・分析を行って流動性リスクの回避に努めております。さらに資金繰りの管理については、平常時・懸念時・危機時と状況に応じた管理体制に基づき、各々の局面において速やかに対応できる体制としております。

④ デリバティブ取引にかかるリスク管理

金利スワップ取引については、ヘッジ取引の必要性等、ALM委員会において十分に検討し、運用しております。

為替予約取引および通貨オプション取引については、個別取引による管理のほか、オンバランス・オフバランスを合わせた当行全体の総合持高を把握し、管理しております。

⑤ 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」中のその他有価証券に分類される債券、「預金」、「譲渡性預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。当行グループでは、これらの金融資産および金融負債について、VaRにより経済的価値の増減額を算定し、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。

VaRによる当該影響額の算定に当たっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を区分し、期間ごとの金利変動幅を用いたうえで、分散共分散法（保有期間40日、信頼区間99%、観測期間5年）により行っております。平成26年3月31日現在で当行グループ全体における金利リスク量（経済的価値の減少額の推計値）は1,498百万円であります。

なお、VaR算定における要求払預金の金利期日につきましては、内部モデルにより実質的な期日を推計したうえで所定の期間に振分けを行っております。

また、当行グループでは、市場価格のある金融商品に関して、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施し、使用する計測モデルが十分な精度により金利リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での金利リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 現金預け金 | 148,214 | 148,214 | — |
| (2) コールローン及び買入手形 | 85,408 | 85,408 | — |
| (3) 買入金銭債権 | 11,994 | 11,994 | — |
| (4) 有価証券 (* 1) | | | |
| 満期保有目的の債券 | 595 | 626 | 30 |
| その他有価証券 | 998,732 | 998,732 | — |
| (5) 貸出金 | 1,492,728 | | |
| 貸倒引当金 (* 1) | △20,158 | | |
| | 1,472,570 | 1,498,660 | 26,090 |
| 資産計 | 2,717,516 | 2,743,637 | 26,121 |
| (1) 預金 | 2,361,139 | 2,361,481 | 341 |
| (2) 譲渡性預金 | 128,160 | 128,179 | 19 |
| (3) コールマネー及び売渡手形 | 11,803 | 11,803 | — |
| (4) 債券貸借取引受入担保金 | 68,053 | 68,053 | — |
| (5) 借入金 | 18,325 | 18,325 | — |
| 負債計 | 2,587,482 | 2,587,844 | 361 |
| デリバティブ取引 (* 2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (32) | (32) | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (1,180) | (1,180) | — |
| デリバティブ取引計 | (1,212) | (1,212) | — |

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が1年以内と短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。住宅ローン債権信託の受益権以外については、約定期間が短期間（概ね3か月以内）であり時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債は、内部格付別、期間別に区分し、信用リスク相当額控除後の将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、破綻懸念先に対する私募債については、帳簿価額から個別貸倒引当金相当額を控除した後の価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類別、内部格付別、期間別に区分し、信用リスク相当額控除後のキャッシュ・フローを期間別の市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。

ただし、上記に関わらず、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金および譲渡性預金の時価は、商品別、期間別に区分し、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いて割り引いて現在価値を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行ならびに連結される子会社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものは、連結貸借対照表計上額および時価に重要性がないため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-------------------|------------|
| 非上場株式 (* 1) (* 2) | 1,639 |
| その他 (* 3) | 33 |
| 合 計 | 1,673 |

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(* 3) その他は、非上場の外国株式等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| 預け金 | 112,303 | — | — | — | — | — |
| コールローン及び買入手形 | 85,408 | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | 6,405 | — | — | 2,790 | — | 2,798 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | — | — | — | — | 595 | — |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | 95,068 | 264,359 | 236,577 | 168,008 | 154,627 | 5,387 |
| 貸出金(*) | 163,094 | 195,951 | 187,727 | 119,485 | 243,001 | 390,502 |
| 合計 | 462,280 | 460,311 | 424,304 | 290,283 | 398,223 | 398,688 |

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない49,813百万円、期間の定めのないもの143,153百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預金(*) | 2,186,280 | 50,917 | 15,238 | — | — | — |
| 譲渡性預金 | 128,160 | — | — | — | — | — |
| コールマネー及び 売渡手形 | 11,803 | — | — | — | — | — |
| 債券貸借取引受入担保金 | 68,053 | — | — | — | — | — |
| 借入金 | 16,138 | 1,596 | 546 | 44 | — | — |
| 合計 | 2,410,436 | 52,513 | 15,785 | 44 | — | — |

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、積立定期預金108,702百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金、ならびに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成26年3月31日現在）

| | |
|----------|--------------------------|
| | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円） |
| 売買目的有価証券 | △0 |

2. 満期保有目的の債券（平成26年3月31日現在）

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|----------------------|------|-----------------|---------|---------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 595 | 626 | 30 |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | 595 | 626 | 30 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — |
| 合計 | | 595 | 626 | 30 |

3. その他有価証券（平成26年3月31日現在）

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額（百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|----------------------------|------|---------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 41,162 | 24,412 | 16,749 |
| | 債券 | 801,641 | 788,441 | 13,200 |
| | 国債 | 393,251 | 387,152 | 6,099 |
| | 地方債 | 77,114 | 74,808 | 2,305 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 331,275 | 326,480 | 4,795 |
| | その他 | 88,541 | 82,238 | 6,302 |
| | 小計 | 931,345 | 895,092 | 36,253 |
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | 4,769 | 5,426 | △657 |
| | 債券 | 39,597 | 39,655 | △58 |
| | 国債 | 10,010 | 10,013 | △3 |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | 2,999 | 2,999 | △0 |
| | 社債 | 26,587 | 26,642 | △54 |
| | その他 | 28,300 | 29,162 | △862 |
| | 小計 | 72,666 | 74,245 | △1,578 |
| 合計 | | 1,004,012 | 969,337 | 34,674 |

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

| | 売却額（百万円） | 売却益の合計額 （百万円） | 売却損の合計額 （百万円） |
|------|----------|------------------|------------------|
| 株式 | 1,631 | 327 | 105 |
| 債券 | 166,830 | 1,235 | 452 |
| 国債 | 65,736 | 1,010 | 320 |
| 地方債 | 54,026 | 117 | — |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 47,067 | 107 | 131 |
| その他 | 1,715 | 495 | 6 |
| 合計 | 170,176 | 2,058 | 564 |

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成26年3月31日現在）

| | 連結貸借対照表 計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） | うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの （百万円） | うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの （百万円） |
|---------------|-------------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭 の信託 | 10 | 10 | — | — | — |

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.8%から35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は4百万円減少、繰延税金負債は229百万円増加し、法人税等調整額は233百万円増加しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額775円73銭
1株当たりの当期純利益金額35円64銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額35円60銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費17百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | | | |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 平成21年ストック・オプション | 平成22年ストック・オプション | 平成23年ストック・オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行常勤取締役 9名 | 当行常勤取締役 10名 | 当行常勤取締役 9名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数(注) | 普通株式 42,200株 | 普通株式 52,300株 | 普通株式 68,500株 |
| 付与日 | 平成21年7月31日 | 平成22年7月30日 | 平成23年7月29日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない |
| 権利行使期間 | 平成21年8月1日 から 平成51年7月31日 まで | 平成22年7月31日 から 平成52年7月30日 まで | 平成23年7月30日 から 平成53年7月29日 まで |
| | 平成24年ストック・オプション | 平成25年ストック・オプション | |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行常勤取締役 8名 | 当行常勤取締役 9名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数(注) | 普通株式 65,600株 | 普通株式 71,600株 | |
| 付与日 | 平成24年7月31日 | 平成25年7月31日 | |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない | |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない | |
| 権利行使期間 | 平成24年8月1日 から 平成54年7月31日 まで | 平成25年8月1日 から 平成55年7月31日 まで | |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

| | 平成21年ストック・オプション | 平成22年ストック・オプション | 平成23年ストック・オプション | 平成24年ストック・オプション | 平成25年ストック・オプション |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 権利確定前 | | | | | |
| 前連結会計年度末 | 26,500株 | 35,000株 | 59,300株 | 65,600株 | — |
| 付与 | — | — | — | — | 71,600株 |
| 失効 | — | — | — | — | — |
| 権利確定 | 9,200株 | 10,100株 | 18,500株 | 19,000株 | — |
| 未確定残 | 17,300株 | 24,900株 | 40,800株 | 46,600株 | 71,600株 |
| 権利確定後 | | | | | |
| 前連結会計年度末 | — | — | — | — | — |
| 権利確定 | 9,200株 | 10,100株 | 18,500株 | 19,000株 | — |
| 権利行使 | 9,200株 | 10,100株 | 18,500株 | 19,000株 | — |
| 失効 | — | — | — | — | — |
| 未行使残 | — | — | — | — | — |

② 単価情報

| | 平成21年ストック・オプション | 平成22年ストック・オプション | 平成23年ストック・オプション | 平成24年ストック・オプション | 平成25年ストック・オプション |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 権利行使価格 | 1株当たり1円 | 1株当たり1円 | 1株当たり1円 | 1株当たり1円 | 1株当たり1円 |
| 行使時平均株価 | 1株当たり246円 | 1株当たり246円 | 1株当たり246円 | 1株当たり246円 | — |
| 付与日における公正な評価単価 | 1株当たり334円 | 1株当たり268円 | 1株当たり222円 | 1株当たり209円 | 1株当たり244円 |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成25年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 配当修正型ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

| | 平成25年ストック・オプション |
|---------------|-----------------|
| 株価変動性 (注) 1 | 28.1% |
| 予想残存期間 (注) 2 | 3.4年 |
| 予想配当率 (注) 3 | 2.27% |
| 無リスク利子率 (注) 4 | 0.18% |

(注) 1 予想残存期間に対応する過去期間（平成22年3月1日から平成25年7月22日まで）の株価実績

2 取締役の地位喪失までの予想平均

3 直近年間配当額6円/割当日株価

4 予想残存期間に対応する分離元本国債のスポットレート（日本証券業協会発表）を線形補間

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。